

訪問介護 重要事項説明書

＜令和7年 4月 1日現在＞

1 訪問介護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社 サマサマ
代 表 者 名	代表取締役 長谷川 まり子
所在地・連絡先	(住所) 京都市南区久世中久世町2丁目102番地 (電話) 075-931-2119 (FAX) 075-922-1721

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	サマサマ・ヘルパーステーション
所在地・連絡先	(住所) 京都市南区久世中久世町2丁目102番地 (電話) 075-931-2119 (FAX) 075-922-1721
事業所番号	2670500848
管理者の氏名	長谷川 尚子

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種		人数 (人)	区分		常勤換算後 の人数 (人)	職務の内容
			常勤(人)	非常勤(人)		
管理者		1	1			訪問介護全体を管理
サービス提供責任者		1	1			介護サービス内容を管理
訪 問 介 護 員	介護福祉士	10	4	6	4.8	介護計画に従い適切な介護サービスを提供する。
	介護職員実務者研修修了者	2	2	0	2	
	1級ヘルパー					
	2級ヘルパー	5	0	5	3.2	

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	京都市南区
------------	-------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間

営業日	営業時間
月曜日～日曜日	9：00～18：00

営業しない日	なし
--------	----

3 サービスの内容

	種類	内容・手順
1 身体介護	食事介助	介護計画に基づき、見守り及び介助をいたします。
	入浴介助	介護計画に基づき、見守り及び介助をいたします。
	排泄介助	介護計画に基づき、適切に介助をいたします。
	買い物同行	介護計画に基づき、見守り及び介助をいたします。
2 生活援助	掃 除	介護計画に基づき、サービス提供いたします。
	洗 濯	介護計画に基づき、サービス提供いたします。
	買い物代行	介護計画に基づき、サービスを提供いたします。
3 その他	相 談	介護計画の変更について相談を受けます。

4 費用

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、利用者の収入に応じて料金表の利用料金の1割または2割、3割が利用者様の負担額となります。

【料 金 表】

(訪問介護)

	サービスの内容 1回あたりの所要時間	サービス利用料金	利用者負担額(1割負担分)
身体介護 中心型	20分未満(夜間・早朝・深夜の身体介護及び緊急時訪問介護加算算定時に限る。)	1744円	174円(163単位)
	20分以上30分未満	2611円	261円(244単位)
	30分以上1時間未満	4141円	414円(387単位)
	1時間以上	6067円(567単位)に30分増すごとに +88円(82単位)	
生活援助 中心型	20分以上45分未満	1915円	192円(179単位)
	45分以上	2354円	235円(220単位)

※京都市の地域区分は5級地となるため、1単位は10.7円となります。

夜間(午後6時から午後10時)・早朝 (午前6時から午前8時)の加算	上記の額に1回につき25%加算します。
深夜(午後10時から午前6時)の加算	上記の額に1回につき50%加算します。

・減算項目 (上記金額に減算されます)

サービス内容	サービス利用料金	利用者負担額
同一建物減算	利用料の-12%	利用者負担の-12%

・加算項目 (上記金額に加算されます)

サービス内容	サービス利用料金	利用者負担額
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	利用料の22.4%	利用者負担の22.4%
初回加算(初回のみ)	2140円	214円

※処遇改善加算は更新によって変更になることがあります。

- ・上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問介護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。
- ・利用者の身体的理由もしくは暴力行為等の事情があり、かつ、利用者様又はその家族等の同意を得て、訪問介護員が2人で訪問する場合は、2人分の料金となります。

(2) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担となります。ただしサービス付き高齢者向け住宅ヴィラサマサマにご入居の場合は、家賃に含まれているため別途支払いの必要はありません。

(3) キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の2日前までに連絡があった場合	無 料
利用日の前日に連絡があった場合	利用料自己負担部分の50%
利用日の前日までに連絡がなかった場合	利用料自己負担部分の100%

利用料等のお支払方法

京都中央信用金庫・久世支店に口座をご用意ください。

毎月、21日までに前月分の請求をいたしますので、27日に事前にご用意いただいた、口座より口座引き落としとなります。(別に領収証の発行が必要な場合はお申し出ください。)

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

指定訪問介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護の提供を確保することを目的とする。

(2) 運営方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

(3) その他

事項	内容
訪問介護計画の作成及び事後評価	担当のサービス提供責任者が、利用者様の直面している課題等及び利用者様の希望を踏まえて、訪問介護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者様に説明のうえ交付します。
従業員研修	年1回以上、外部の介護研修を受講します。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所相談窓口	窓口責任者 サービス提供責任者 ご利用時間 9：00～18：00 ご利用方法 電話（931－2119） 面接（当事業所1階相談室）
当法人相談窓口	窓口責任者 長谷川 まり子 ご利用時間 9：00～18：00 ご利用方法 電話（931－2119）
南区役所健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：00 電話番号：075－681－3296
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075－354－9090

7 緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都市、市町村、当該利用者の家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

